

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正の概要

1 改正の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の一部改正（平成 29 年 6 月 16 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）に伴う規定の整備

2 改正の理由及び内容

(1) 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例制度に係る改正

法の一部改正により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例制度が新設され、都道府県知事の認定を受けた事業者は、相互に当該二以上の事業者間で一体として産業廃棄物処理業の許可を受けずに産業廃棄物の処理を行うことができることとされた。このため、当該二以上の事業者の産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関し、次の規定を整備する。

ア 認定申請に係る添付書類（第 14 条の 2 関係）

イ 認定証の再交付申請等（第 18 条関係）

(2) 有害使用済機器の保管等に係る届出制度に係る改正（第 19 条関係）

法の一部改正により、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする事業者は、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出ることとされたため、届出書類の提出部数について定める。

(3) その他の改正（第 16 条及び様式第 40 関係）

最終処分場終了届出台帳に係る規定において引用する法の条ずれに伴う規定の整理（法第 19 条の 11→法第 19 条の 12）

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日